

福祉生活病院常任委員会資料

(平成26年4月21日)

【 件 名 】

- 1 手話パフォーマンス甲子園の基本計画について
(障がい福祉課)・・・1
- 2 聴覚障がい者センターの設置について
(障がい福祉課)・・・3
- 3 デイサービスの宿泊サービスに関するアンケート調査結果について
(長寿社会課)・・・4
- 4 婚活イベント情報メール配信における参加申込先メールアドレスの誤りについて
(子育て応援課)・・・6
- 5 子育て王国とっとり条例に基づく「子育て王国とっとり会議」の委員公募及び子育て王国とっとり実現プロジェクトチームの設置について (子育て応援課)・・・8
- 6 鳥取県第二次がん対策推進計画アクションプランの策定について
(健康政策課)・・・10

福 祉 保 健 部

手話パフォーマンス甲子園の基本計画について

平成26年4月21日

障がい福祉課

今年11月に、高校生を対象とした手話パフォーマンスの全国大会「手話パフォーマンス甲子園」を開催するに当たり、基本計画を策定しました。

併せて、円滑な大会運営を図るため、「手話パフォーマンス甲子園実行委員会」を設立しました。

[手話パフォーマンス甲子園の基本計画]

- 1 目的 ろう者と聞こえる人が互いを理解し共生することができる社会を築くため全国初の「手話言語条例」を制定した鳥取県において「手話パフォーマンス甲子園」を開催し、全国の高校生が手話を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。
- 2 期 日 平成26年11月23日(日)
- 3 主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会
- 4 共 催 鳥取県、公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- 5 協 力 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 6 後 援 (いずれも予定) 内閣府、厚生労働省、文部科学省、一般社団法人日本手話通訳士協会、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、全国聾学校長会、県内報道機関各社ほか
- 7 参加資格 高等学校・特別支援学校高等部に在籍する生徒(学校長の推薦書必要)
- 8 内 容 手話を使ったダンス、歌唱、演劇、コント、漫才など(簡単な小道具のみ使用可)
- 9 スケジュール
 - ・募 集 4月下旬募集、9月末締め切り(ビデオ提出)
 - ・予選審査 10月 ビデオによる審査
 - ・本 戦

日 時	11月23日(日)13時～16時30分
場 所	県民ふれあい会館(鳥取市扇町21)
プログラム	1. 開会 2. 出場チーム演技(1チーム当たり8分以内) 3. ゲスト演技(手話パフォーマー) 4. 審査発表(審査員3～5名程度) 5. 賞状等授与 6. 総評 7. 閉会 ※午前中にリハーサルを行う。 ※全日本ろうあ連盟等が毎年8月に開催している「全国高校生手話スピーチコンテスト」の入賞者によるスピーチも検討 ※参加チームが多数になる場合には、本戦出場チーム数を限定することがある。

- 10 備 考 大会前日の11月22日(土)に、大会出場者の交流会を開催する。(鳥取聾学校生徒と出場者の交流、宿泊施設での出場者同士の交流。)併せて、鳥取県手話言語条例制定1周年記念行事として、ろう者の講演会、パネルディスカッション等を実施する。

[実行委員会の概要]

- 1 日時 平成26年4月9日(水) 午後3時～4時30分
- 2 場所 県庁議会棟「特別会議室」
- 3 議事

(1) 実行委員会の設立について

- ・委員長：鳥取県福祉保健部長
- ・委員：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会、鳥取県手話通訳士協会、全国手話通訳問題研究会鳥取支部、鳥取県手話サークル連絡協議会、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会、鳥取県教育委員会、鳥取県立高等学校長会、鳥取県私立中学高等学校長会、鳥取県立鳥取聾学校（9名）
- ・監事：鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県会計管理者会計局会計指導課（2名）
- ・事務局：障がい福祉課

(2) 実行委員会設置運営要綱について

- (3) 手話パフォーマンス甲子園の基本計画について
- (4) 手話パフォーマンス甲子園の開催要項について
- (5) 平成26年度事業予算について

聴覚障がい者センターの設置について

平成26年4月21日
障がい福祉課

平成26年4月1日、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点として、県内3か所に「聴覚障がい者センター」を設置しました。

このことにより、手話通訳者等の派遣、日常生活上の相談、居場所づくりなど、県内どこでも聴覚障がい者に対して同様の支援が提供できることとなりました。

1 聴覚障がい者センターの概要

- (1) 設置主体 鳥取県
- (2) 運営主体 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会
- (3) 名称、設置場所等

設置地域	東部地区	中部地区	西部地区
名称	鳥取県東部聴覚障がい者センター	鳥取県中部聴覚障がい者センター	鳥取県西部聴覚障がい者センター
所在地	鳥取市吉方温泉三丁目701番地 鳥取市文化センター内	倉吉市葵町724-15	米子市角盤町一丁目116番地
職員体制	6名	5名	11名
開設時間	午前8時30分から午後5時30分まで (土・日・祝日及び12/29～1/3は休み)		

2 聴覚障がい者センターにおいて実施する事業

- (1) 聴覚障がい者に対する事業
 - ア 手話通訳者及び要約筆記者派遣事業
 - イ 聴覚障がい者相談員設置事業
 - ウ 聴覚障がい者生活支援事業（文化、学習、レクリエーション活動等）
 - エ 字幕入りビデオライブラリー貸出事業
 - オ 聴覚障がい者用情報提供機器（磁気ループ）貸出事業
- (2) 聴覚障がい者を支援する人材育成事業
 - ア 手話奉仕員養成研修事業
 - イ 手話奉仕員ステップアップ研修事業
 - ウ 手話通訳者養成研修事業
 - エ 要約筆記者養成研修事業

3 公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会の概要

- (1) 所在地 米子市角盤町一丁目116番地
- (2) 代表者 理事長 荻原 耕三
- (3) 事業内容 社会福祉の発展に寄与することを目的として、聴覚障害者に対する社会一般の認識を深め、聴覚障害者の社会的自立の促進及び聴覚障害者をはじめとする広く県民の福祉の増進に関する事業を行う。

デイサービスの宿泊サービスに関するアンケート調査結果 について

平成26年4月21日
長寿社会課

介護保険法の指定を受けているデイサービス事業者に対し、宿泊サービスの実施状況に関するアンケート調査を行ったところ、その結果は以下のとおりでした。

1 実施概要

全デイサービス事業所に対し、平成25年12月の宿泊サービスの状況等を、調査票郵送にて調査した。

○送付先数 302先 ○回答数 302事業所(回収率100%)

2 調査結果

(1) 実施事業所数 (単位：事業所)

区 分	東部	中部	西部	計
事業所数	138	56	108	302
実施あり	46	17	4	67
実施率	33.3%	30.4%	3.7%	22.2%

(2) 1月あたりの宿泊人数 (単位：泊及び人)

区 分	東部	中部	西部	計
のべ宿泊数	3,962	4,932	160	9,054
実人数	298	234	15	547
うち月20日以上利用 (単位：人)	126	167	0	293
(単位：事業所数)	32	16	0	48

(3) 宿泊実人数の介護度別 (単位：人)

介護度	非該当	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
人 数	2	13	72	127	153	116	64

(4) 建物構造（お泊まりデイサービス事業所のみ） (単位：事業所)

木造	鉄筋	鉄骨
43	13	11

(5) 宿泊する部屋の状況 (単位：部屋)

個室	個室以外
64室	233室

※複数回答のため、事業所数と一致しない。

(6) 宿泊階 (単位：事業所)

1階	2階以上
56	11

(7) 夜間の人員態勢 (単位：事業所)

なし	夜勤1名配置	宿直1名配置	2名以上配置
0	41	4	22

(8) 1泊の経費について(夕食、朝食を含む) (単位：事業所)

無料	～1,000円	～2,000円	～3,000円	3,000円～
1	5	26	32	3

※最低 0円、最高 5,400円

(9) 宿泊に係る契約と記録の状況 (単位：事業所)

契約書あり	記録あり
57	63

3 今後の対応

4～5月で宿泊デイサービス事業所の現地調査を実施。

今年夏を目処に、宿泊サービスの提供に関するガイドライン(案)を策定し、パブリックコメントを実施。

4 ガイドライン策定にあたり主に検討する項目

- (1) 連続して宿泊できる日数
- (2) 宿泊できる人について
- (3) 宿泊できる場所及び面積について
- (4) 夜間時の職員配置
- (5) 夜間時の防災や避難の確保について

【参考】

デイサービス

⇒ 介護保険法によるケアプランに基づき、通常、朝自宅に向かえに行き、日中事業所で食事、入浴及び機能訓練を行い、夕方自宅に送迎するものである。

デイサービス事業所での宿泊サービス(お泊まりデイサービス)

⇒ デイサービス終了後も自宅に帰らず、事業者と利用者の民法上の契約により、デイサービス施設を利用して、食事や夜間の見守りの提供を受けて、宿泊するものである。

婚活イベント情報メール配信における参加申込先メールアドレスの誤りについて

平成26年4月21日

子育て応援課

鳥取県婚活サポーター「陶杏（とうあん）」（以下「イベント主催者」という。）が4月27日に実施される婚活イベントについて、県婚活イベント情報配信登録者へ一斉配信した際、参加申込先として誤って別の婚活サポーター「整体愛鈴花（あすか）」（以下「誤った申込先サポーター」という。）のメールアドレスを入力し、配信してしまった。

そのため、イベント参加申込者は、イベント主催者ではない誤った申込先サポーターに氏名、年齢等の個人情報を記載して参加申込みを行うこととなった。

なお、個人情報については、誤った申込先サポーターにおいて、既に削除済である。

1 事実の確認日時 平成26年4月7日（月）午前8時20分頃

2 確認の経過

イベント主催者から申込先メールアドレスが間違っている旨のメールが4月6日（日）21時01分に県宛に送られており、そのメールを担当者が確認した。

【配信からの経過】

4月6日（日）12時09分 …イベント情報配信

同日 21時01分 …イベント主催者が申込先が誤っていることに気づき、県へメール

4月7日（月）8時20分頃…担当者がイベント主催者からのメールを確認

3 原因

担当者が、配信するイベント情報を入力する際、前回配信したイベント情報内容を活用し入力を行ったが、その際、主催者のメールアドレスだけ修正することなくイベント情報を配信してしまった。

4 個人情報の内容及び件数

(1) 個人情報の内容

申込者の住所、氏名、年齢、性別、連絡先（自宅又は携帯電話番号或いはメールアドレス）

(2) 件数 10数件⇒誤った申込メールは、受信の都度全て削除済である旨、誤った申込先サポーターに確認済。

5 対応状況

(1) 県婚活イベント情報配信登録者へのメール配信による周知【4月7日（月）】【再周知 9日（水）】

周知内容

○誤ったメール配信であったことのお詫びと再発防止

○申込先の訂正

○これまでに募集いただいた者の個人情報は削除済であること

(2) 関係者への謝罪

○誤った申込先サポーターへ電話で謝罪を行った（4月7日（月）午前10時30分頃）。

改めて、指定された4月8日（火）に誤った申込先サポーターを訪問し謝罪を行った。

4月10日（木）にも訪問し、資料提供内容など状況説明を行った。

○イベント主催者への経緯説明と謝罪を行った（4月7日（月）午前10時頃）。

電話により謝罪し、再募集について了承を得た。

また、個人情報のため、情報が他に漏れないよう依頼があり、誤った申込先サポーターにある情報を削除してほしい旨の依頼あり⇒削除済みであることをお知らせした。

(3) 参加申込者の特定と謝罪

誤った申込先サポーターは、申込情報を削除済であり、個人の特定ができないため、(1)の周知により謝罪にかえた。

6 再発防止策

これまで担当者がイベント主催者から提出される企画書を自己確認により、入力配信しており、複数での確認体制がとれていなかった。この度の件以降の配信から、配信情報を複数で確認する体制をとっている。

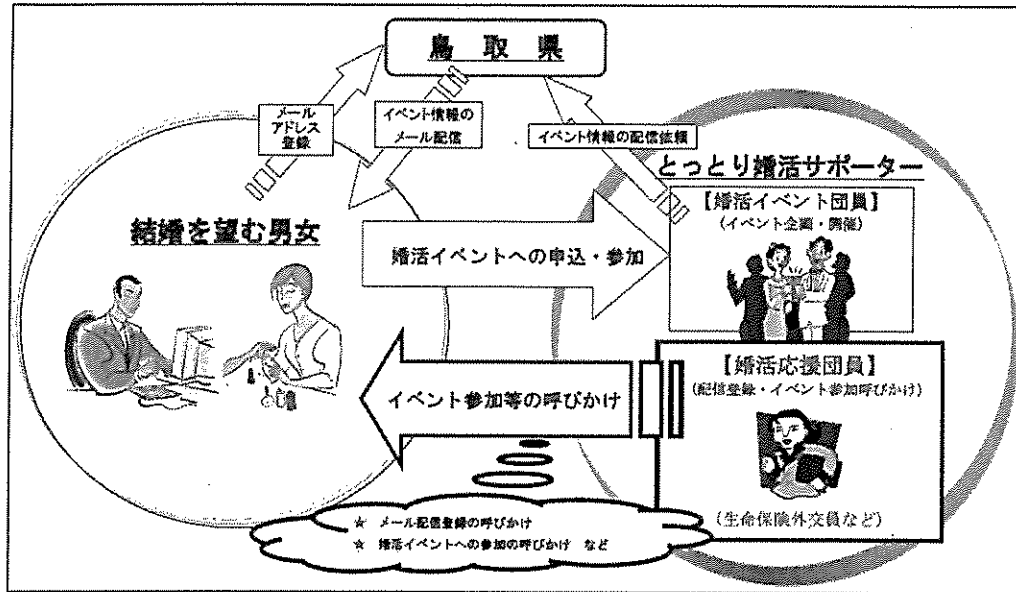
また、イベント主催者に事前に配信する内容文書を確認していただくこととした。

《参考》

1 婚活イベント情報メール配信事業の概要

結婚を望む未婚者に対し、「婚活サポーター」が開催する婚活イベント情報を集約し、メール配信する事業である。(メール配信登録者数：約1,350名)

《イメージ図》



2 とっとり婚活サポーター (イベント団員・応援団員) について

「とっとり婚活サポーター (イベント団員) (応援団員)」とは、とっとり婚活サポート事業の趣旨に賛同し、結婚を考えておられる独身の方々に、出会いの場となるさまざまなイベントを提供したり、又は結婚支援に協力、応援していただく企業・店舗、団体等のことです。

○イベント団体：55団体 (平成26年3月31日現在)

○応援団員：6団体 (平成26年3月31日現在)

サポーター名	概要
整体愛鈴花 (あすか)	所在地：鳥取市晩稲232-1 サポーター登録：平成23年12月8日 《県のホームページでのサポーター概要》 整体に来た独身男女及び子どもが独身で心配している両親の為に、出会いの機会や紹介をしています。既に120組以上の男女をペアにした実績があり、大変喜ばれています。
陶杏 (とうあん)	所在地：鳥取市国府町三代寺247-1 サポーター登録：平成24年5月31日 《県のホームページでのサポーター概要》 山と海に囲まれた自然豊かな鳥取因幡の国。 海は多くの生物を育み、山はみずみずしい実りを与えます。 明るく楽しく子育て出来る絶好の場所にしたいものです。 陶杏はとっとり婚活サポーターとしてとっとなりの人達の婚活を応援します。

子育て王国とっとり条例に基づく「子育て王国とっとり会議」の委員公募及び 子育て王国とっとり実現プロジェクトチームの設置について

平成26年4月21日
子育て応援課

平成26年3月25日に公布・施行した子育て王国とっとり条例に基づき設置する「子育て王国とっとり会議」の委員の募集を行っています。

また、子育て王国とっとりを実現するための新規事業の立案に部局横断的に取り組むことなどを目的に庁内に「子育て王国とっとり実現プロジェクトチーム」を設置し、第1回の会議を開催しましたので、その概要を報告します。

1 「子育て王国とっとり会議」の委員公募

(1) 募集内容

ア 募集人数 2人以内

イ 応募資格

次の(ア)から(エ)までの資格の全てを満たす方で、かつ、(オ)から(キ)までの資格のいずれかを満たす方

(ア) 県内に住所地を有する方

(イ) 18歳以上で、子育て支援・少子化対策に関心があり、施策、事業などの提案に意欲がある方

(ウ) 年5回程度、主に県庁（鳥取市東町）で平日昼間に開催する会議に出席できる方

(エ) 任命時に、県の他の執行機関及び附属機関の委員に併任又は就任予定のない方

(オ) 子どもの保護者又は保護者になると見込まれる方

(カ) 子育て支援等を行う方

(キ) 事業主及び労働者を代表する方

(2) 応募期間

平成26年4月9日（水）～平成26年4月28日（月）

(3) 子育て王国とっとり会議の概要

ア 子育て王国とっとり会議の事務

(ア) 子育て王国とっとり推進指針の策定に当たり、知事に意見を述べること。

(イ) 子育て王国とっとり条例の施行に関する重要事項について調査審議すること。

(ウ) 子ども・子育て支援法による事務

a 県が子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようするときに意見を述べること。

b 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

イ 構成 委員25人以内（公募委員2人を含む。）

ウ 開催時期 5月中旬（予定） ※平成26年度は、5回程度開催予定

エ 任期 2年間

2 子育て王国とっとり実現プロジェクトチームの設置

(1) 設置目的 条例に基づき作成する「子育て王国とっとり推進指針」(以下「推進指針」という。)に位置付けられた事業の検証、進行管理、子育て王国とつとりを実現するための新規事業の立案に部局横断的に取り組むとともに、その他関係する情報を共有する。

(2) 構成

座長 副知事

副座長 福祉保健部長

構成員 未来づくり推進局長、総務部長、地域振興部長、文化観光スポーツ局長、商工労働部雇用人材総室長、生活環境部くらしの安心局長、農林水産部長、病院事業管理者、教育委員会教育長、警察本部警務部長

(3) 開催実績・予定

区分	期 日	内 容
第1回	4月11日(金)	・子育て王国とつとりの実現についての意見交換
第2回	9月(予定)	・H26関係事業の進捗状況の確認、課題・問題点の抽出 ・子育て王国とつとりを実現する新規事業等の立案
第3回	12月(予定)	・政策戦略事業の検討と新たな事業展開の確認 ・H27推進指針の検討
第4回	3月(予定)	・H26関係事業の進捗状況及びH27推進指針の確認

(4) 第1回の開催概要

ア 日 時 4月11日(金) 午前10時～10時55分

イ 場 所 第4応接室

ウ 出席者 座長 副知事

副座長 福祉保健部長

構成員 病院事業管理者、教育次長、知事部局関係部局長 ほか

エ 概 要

- ・子育て王国推進局長から、これまでの経緯、条例の構成、少子化アンケートから導かれた課題等について説明した。
- ・関係部局長から、子ども読書活動推進事業、男女共同参画推進企業認定事業等の子育て支援等の推進に関する施策の内容を説明した。
- ・次に掲げる事項を確認した。
 - ① 積極的に子育て支援等に関する施策を進め、年度途中であっても県民との意見交換会等により足りない施策があれば事業化に向けて取り組む。
 - ② 経済団体や農業団体等の各種団体が県民と意見交換をするときには、県も参加させてもらい子育て支援等に関する県民の意見を聞く。
 - ③ あらゆる分野で子育てが大切にされる社会を目指す。

鳥取県第二次がん対策推進計画アクションプランの策定について

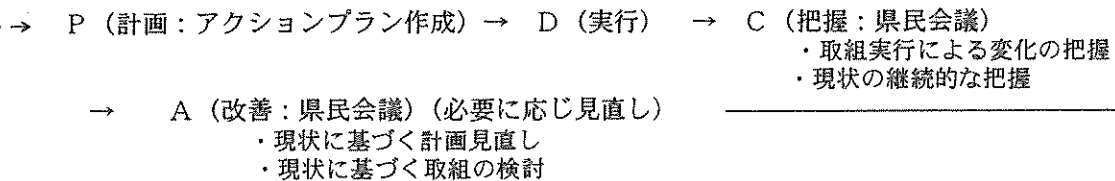
平成26年4月21日
健康政策課

鳥取県第二次がん対策推進計画（平成25年4月策定）に基づき、同計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するため、具体的な取組を示した「鳥取県二次がん対策推進計画アクションプラン（26年度版）」を、鳥取県がん対策推進県民会議の協議を経て策定しました。

< アクションプランとは >

鳥取県がん対策推進計画に定めた分野ごとの個別目標を達成するため、誰が、どんな取組により、いつまでに、どこまで目指すかを明確にした具体的な取組を定めたがん対策推進のための設計書です。

本計画を推進させるため、PDCAサイクルにより、本計画の目標の達成状況等を毎年把握し、アクションプランにおいて、その状況を明らかにするとともに、鳥取県がん対策推進県民会議において、毎年、計画の進捗管理及び評価を行います。



< 鳥取県がん対策推進計画アクションプラン（概要） >

1 死亡状況からみたがんの現状

①本県のがんによる死亡者（全年齢）

	H22	H23	H24
がんによる死亡者	2,013人	2,016人	1,914人
全死亡者数	6,947人	6,958人	7,074人
割合	29.0%	29.0%	27.1%

②がん75歳未満年齢調整死亡率（男女計）の推移（対10万人）

	H22	H23	H24
死亡率（本県）	96.2人	91.7人	84.7人
（年次目標）	（90.4人）	（88.5人）	（86.6人）
平均死亡率（全国）	84.3人	83.1人	81.3人
全国順位	46位	44位	37位

がん対策推進計画の全体目標（目標期限：平成29年度まで）

- ①がんによる死亡率の減少（がん75歳未満の年齢調整死亡率の20%減少）
H19年96.2 ⇒ (20%減少) ⇒ H29年77.0
- ②すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上
- ③がんになっても安心して暮らせる社会の構築

2 上記施策項目における主な個別目標、25年度実績及び今後の県の取組（達成に向けた進捗管理）

がん対策推進計画における施策項目	アクションプランにおける個別目標項目	プロセス指標 (年次目標を設定し、毎年評価)	25年度実績	今後(H26)の県の主な取組 (◎は、新規事業)
①がん予防の推進	成人の喫煙する者の割合	男性24%以下、 女性4%以下 (国民生活基礎調査)	(次期の国民生活基礎調査はH26にあり)	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙週間等における啓発 禁煙治療費助成事業 鳥取県健康づくり応援施設(禁煙)への参加呼びかけ 「食の応援団」支援事業 食育地域ネットワーク強化事業 鳥取県健康づくり応援施設(食事分野)への参加呼びかけ ウォーキング立県とっとり事業 ◎鳥取県健康マイレージ事業
	数地内喫煙の推進(県独自調査)	学校、病院、行政機関等100%	(次期の調査はH28を予定)	
	1日の野菜摂取量の増加	350g以上 (県民健康栄養調査)	(次期の調査はH27を予定)	
	日常生活における1日の歩数の増加(成人)	男性8,000歩以上、 女性7,000歩以上 (県民健康栄養調査)	(次期の調査はH27を予定)	
	運動習慣者の割合の増加(成人)	男性30%以上、 女性30%以上 (県民健康栄養調査)	(次期の調査はH27を予定)	
②がんの早期発見	がん検診受診率(国民生活基礎調査)	がん検診受診率50%以上	(次期の国民生活基礎調査はH26であり、現時点では未定)	<ul style="list-style-type: none"> がん検診受診率向上総合啓発事業 出張がん予防教室 鳥取県がん検診推進企業アクション 大腸がん検診特別促進事業 休日がん検診支援事業 地域でがんを考える協議会 ◎かかりつけ医連携受診勧奨強化事業 生活習慣病検診等精度管理委託事業
	〃(県生活習慣病検診等管理指導協議会)	市町村が実施するがん検診受診率50%以上(40歳以上、ただし、子宮がんは20歳以上)	胃がん 24.6% 肺がん 26.4% 大腸がん 28.5% 子宮がん 29.6% 乳がん 28.1%	
	精密検査受診率(県生活習慣病検診等管理指導協議会)	市町村が実施するがん検診精密検査受診率95%以上	胃がん 83.5% 肺がん 89.5% 大腸がん 76.8% 子宮がん 69.2% 乳がん 92.2%	
③がん医療の推進	がんセンターボードの開催回数の増加	全てのがん拠点病院で、5大がんに係る症例検討会を定期的に開催	鳥大：2部位 県中：5部位 市立：5部位 厚生：4部位 米セ：5部位	<ul style="list-style-type: none"> ◎がん診療連携拠点病院の指定(推薦) がん診療連携拠点病院機能強化事業 がん放射線診療体制強化事業 がん専門医療従事者育成支援事業(コメディカル向け) がん専門医等資格取得支援事業(医師向け) 広域的ながん医療の連携 研修会への支援
	手術療法の専門性の高い人材を適正に配置	全ての拠点病院に①消化器外科専門医、②呼吸器外科専門医、③乳がん専門医を、それぞれ1名以上配置(常勤)	鳥大：①10人 ②1人③2人 県中：①4人 ②1人③0人 市立：①7人 ②0人③1人 厚生：①2人 ②1人③1人 米セ：①4人 ②1人③0人	
	緩和ケア病棟の整備	全ての二次医療圏に整備	東部：生協病院 中部：藤井政雄記念病院 西部：米子医療センター(整備中)	
	病理診断の専門性の高い人材を適正に配置	全ての拠点病院に1名以上配置(常勤の病理専門医)	鳥大：7人 県中：1人 市立：1人 厚生：1人 米セ：1人	
④医療機関の連携体制づくり	5大がんに関する地域連携クリティカルパスの活用促進	がん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院におけるがん患者の地域連携クリティカルパスの適用	東部：137件 中部：50件 西部：56件	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院機能強化事業 がん専門医療従事者育成支援事業(コメディカル向け)

		数を増加		<ul style="list-style-type: none"> ・がん専門医等資格取得支援事業（医師向け） ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 ・がん患者団体活動促進支援事業 ・がん先進医療費に対する貸付利子補給支援 ◎がん情報発信事業（鳥取県がん情報ナビサイト）
⑤ がん医療に関する相談支援及び情報提供体制の充実	がん拠点病院のがん相談支援室（センター）の体制	全ての拠点病院に臨床心理士及び医療ソーシャルワーカーを配置	鳥大：臨 2人、ソ 0人 県中：臨 1人、ソ 4人 市立：臨 0人、ソ 0人 厚生：臨 1人、ソ 2人 米セ：臨 0人、ソ 0人	<ul style="list-style-type: none"> ・小児がん対策推進事業 ・小児がん患者に対する医療費支援 ・小児がん拠点病院と県内がん拠点病院との連携
	がん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院における相談体制の充実	国立がん研究センターの研修受講者を1名以上配置	がん拠点病院：配置済 がん拠点病院に準じる病院：未配置	
⑥ 小児がん対策の推進	小児がんの相談等に係る研修を受けた相談員等の配置	全てのがん拠点病院に1名以上配置	鳥大：3人 県中：2人 市立：6人 厚生：2人 米セ：0人	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所・医療機関肝炎ウイルス検査の実施（検査費助成） ・働き世代への無料肝炎ウイルス検査アクセス向上事業 ◎肝炎精密検査アクセス事業 ◎休日・夜間肝炎ウイルス検査事業 ・肝炎治療特別促進事業 ・ストップ肝臓がん啓発事業 ・肝炎医療従事者研修会の開催
	新たに見つかった肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率	肝炎ウイルス陽性者の精密検査受診率 80%以上	56.2%	
⑦ 肝炎対策の推進	B型・C型慢性肝炎患者に対する医療費助成制度利用者	年間新規認定者数の増加（前年度認定者数の1.2倍）	B型 127人 C型 121人	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域がん登録事業 ・鳥取県がん登録あり方検討ワーキンググループ ・院内がん登録拡大大支援事業 ・がん登録法制化に伴う検討
	「鳥取県院内がん情報センター」は院内がん登録の情報に基づき県内がん治療の実態や治療成績の分析等を行い、HPで公開	全てのがん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院の情報を公開	がん拠点病院及びがん拠点病院に準じる病院の情報を公開	
⑧ がん登録の推進等が把握・対策の評価	地域がん登録の標準化導入	平成26年度中に導入	（H26に標準DBシステム導入のための予算確保済）	<ul style="list-style-type: none"> ・出張がん予防教室 ・鳥取県がん検診推進企業アクション ・がん検診受診率向上総合啓発事業 ・鳥取県がん検診推進企業アクション ・がん労働相談ワンストップサポート ・がん診療連携拠点病院機能強化事業
	学校におけるがん教育	がんの教育を実施する学校を増加させ、5年以内に実施率100%を目指す	7校	
⑨ がん教育・普及啓発	職場におけるがん教育	がん予防教育実施企業数年間50か所以上	19事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県がん検診推進企業アクション ・がん労働相談ワンストップサポート ・がん診療連携拠点病院機能強化事業
	従業員にとって、がん療養・家族看護しやすい環境に配慮する企業数の増加	がん検診推進パートナー企業認定制度の左記の指定要件項目に取り組む事業数の増加	187団体	
⑩ がん患者の就労を含めた社会的問題	がん経験を理由に不利益な扱いを受けることのない環境に配慮する企業数の増加	がん検診推進パートナー企業認定制度の左記の指定要件項目に取り組む事業数の増加	84団体	

3 今後の対応

「がん75歳未満年齢調整死亡率」や「がんによる死亡者数」は、年々減少傾向にあるなど一定の成果は出始めてきており、引き続き、現行事業（制度）の強化や精度を上げるなどして、さらなる死亡率、死亡者の減少に向け、がん対策に取り組んでいく。